



「NTT施設設置負担金」の廃止について(概要)
(概要)
第24回情報通信学会大会

鬼木 甫
大阪学院大学
2007年6月24日
oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

2

目次 (1/2)

- I. まえがき
 - A. 電話料金:
 - B. 負担金問題:
- II. 「負担金」制度の現状と同廃止方策の決定
 - A. 現状
 - B. 「負担金」廃止方策の決定
- III. 「負担金制度」の歴史
 - A. 戦前
 - B. 電話網建設期(公社、1970年代末まで)
 - C. 電話網の充足・成熟期(1970年代末から1990年代末まで)
 - D. 電話加入の需要減少・超過供給期(1990年代末から現在まで)



H. Oniki

2007/6/20

目次 (2/2)

- IV. 負担金の基本的性格
 - A. 審議会答申
 - B. NTTの説明
 - C. 本論文の立場
- V. 「加入者によるNTTへの出資金」としての負担金
 - A. 一般の出資(株式購入)との比較
 - B. NTTによる負担金の会計処理
- VI. 「負担金」をどう考えるか
 - A. 負担金の経済的性格
 - B. 負担金の法的性格
 - C. 民営化時(1985)の処理の問題点
 - D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点
 - E. 「過去のこと」を検討する意味



I. まえがき

- A. 電話料金:
- B. 負担金問題:



I.A. 電話料金:

基本料(毎月固定)

通話料(度数料)

施設設置負担金(負担金)(加入時のみ)



I. まえがき

A. 電話料金

B. 負担金問題:



I.B. 負担金問題:

戦前から続く

加入者負担

(固定)電話網建設を支えた



I.B. 負担金問題:

民営化(1985)時もそのまま維持

2004年から廃止の方向

公平・公平原則、私有財産制との関連



II. 「負担金」制度の現状と同廃止方策の決定

A. 現状

B. 「負担金」廃止方策の決定



II.A.1. 電話加入(「加入権」を取得)時の選択肢: (1/3)

(X) 負担金36,000円を支払う

(2005年3月までは72,000円)



II.A.1. 電話加入(「加入権」を取得)時の 選択肢: (2/3)

(Y) ライトプラン:基本料に月250円を
プラス

(2005年3月までは640円)



II.A.1. 電話加入(「加入権」を取得)時の 選択肢: (3/3)

(Z) 市場で加入権を入手:6,000円
未満程度



II.A.2. 有利な選択肢

56ヶ月(4年8ヶ月)を超える加入: (Z)

56ヶ月までの加入: (Y)



II.A.3. (X)が選択されることはない

負担金制度はすでに有名無実の存在



II. 「負担金」制度の現状と同廃止方策 の決定

A. 現状

B. 「負担金」廃止方策の決定



II.B.1. 情報通信審議会(「審議会」)

段階的に廃止する方針を総務大臣に
答申

(2004年10月)



II.B.2. NTT

負担金72,000を36,000円に半減

(2005年3月)

数年内に撤廃の方向で検討中(全廃
は中止?)



II.B.3. ユーザによる反対・批判 (1/3)

a. 個人ユーザ

「財産」としての負担金はどうなった
のか



II.B.3. ユーザによる反対・批判 (2/3)

b. 法人ユーザ

加入権「資産」の減価・消滅と租税
負担



II.B.3. ユーザによる反対・批判 (3/3)

c. 加入権関係の業者

死活問題

NTTに損害賠償請求(2006.5.30、
東京・大阪地裁)



III. 「負担金制度」の歴史

- A. **戦前**
- B. 電話網建設期(公社、1970年代末まで)
- C. 電話網の充足・成熟期(1970年代末から1990年代末まで)
- D. 電話加入の需要減少・超過供給期(1990年代末から現在まで)



III.A. 戦前

電話は政府事業



III.A. 戦前

加入時の一時払い金(高額、電話は高級財)

設備料、架設料などの名目

租税(目的税)に類似



III. 「負担金制度」の歴史

- A. 戦前
- B. 電話網建設期(公社、1970年代末まで)
- C. 電話網の充足・成熟期(1970年代末から1990年代末まで)
- D. 電話加入の需要減少・超過供給期(1990年代末から現在まで)



III.B.1. 電話網の急速建設期

高額の負担金:

1960: 10,000円

1976: 80,000円



III.B.2. 「加入者債券」購入義務と併用

即時転売可能

実質負担(売買価格差): 10,000円
程度

廃止: 1983年



III.B.3. 「加入権」の市場流通 (1/3)

電話の超過需要(「積滞」)が継続



III.B.3. 「加入権」の市場流通 (2/3)

加入権が高額で市場流通

質権も設定可能



III.B.3. 「加入権」の市場流通 (3/3)

「財産としての加入権」が成立

負担金はその背後に隠れた状態



III. 「負担金制度」の歴史

- A. 戦前
- B. 電話網建設期(公社、1970年代末まで)
- C. 電話網の充足・成熟期(1970年代末から1990年代末まで)
- D. 電話加入の需要減少・超過供給期(1990年代末から現在まで)



III.C.1. 電話網の成長続く

超過需要は解消

負担金はアクセス網建設資金に充当



III.C.2. 民営化(1985)時に負担金制度を維持

NTTの実質独占(アクセス部分)続く

「独占価格」としての負担金



III. 「負担金制度」の歴史

- A. 戦前
- B. 電話網建設期(公社、1970年代末まで)
- C. 電話網の充足・成熟期(1970年代末から1990年代末まで)
- D. 電話加入の需要減少・超過供給期(1990年代末から現在まで)



III.D.1. 電話加入減、超過供給

新規加入者は加入権を市場で入手
負担金制度の形骸化

2003年度： 総収入の0.06%



III.D.2. NTTアクセス回線の開放

アクセス市場での競争(直収サービス)

「負担金廃止」へ



IV. 負担金の基本的性格

- A. 審議会答申
- B. NTTの説明
- C. 本論文の立場



IV.A. 審議会答申

加入者による基本料の前払金

問題点： 前払のであれば加入終了の
際に払戻しが必要

NTTにより「前受金」として会
計処理されていない

(詳細省略)



IV. 負担金の基本的性格

A. 審議会答申

B. NTTの説明

C. 本論文の立場



IV.B. NTTの説明 (1/2)

電話設備費用等に充当するための加入者負担金

加入終了時に返金されない(しかし加入権譲渡で回収できる)



IV.B. NTTの説明 (2/2)

問題点： 法的性格に不明確な点が残る



IV. 負担金の基本的性格

- A. 審議会答申
- B. NTTの説明
- C. 本論文の立場



IV.C. 本論文の立場

加入者による「出資金」に相当するもの

問題点： 法的裏付けがない

過去の問題ではないか



V. 「加入者によるNTTへの出資金」 としての負担金

A. 一般の出資(株式購入)との比較

B. NTTによる負担金の会計処理



V.A. 一般出資（株式購入）との比較

項目	株式購入	加入権取得
代価形式	株式価格	負担金
払戻し	なし	なし
持分表示手段	株式(株券)	(加入権?)
代価の用途	設備費等(不特定)	設備費等(不特定)
持分譲渡	株式売却	加入権譲渡(名義変更)
見返り	配当 総会投票権	電話使用权(有償) 加入権
行為の特色	将来における見返りの対価を一括して支払う	同左



V. 「加入者によるNTTへの出資金」 としての負担金

A. 一般の出資(株式購入)との比較

B. NTTによる負担金の会計処理



V.B.1. 民営化前(公社)

監査報告書(財務諸表相当):

賃借対照表(B/S)の資本勘定
「設備負担金」として記載



V.B.2. 民営化時(公社 → 株式会社)

公社から引き継いだ負担金

B/S中の資本準備金として記載
(→付録A)



V.B.3. 民営化後・現在まで (1/2)

「圧縮記帳」——法令により規定

新規加入による負担金収入およびこ
れと対応する固定設備



V.B.3. 民営化後・現在まで (2/2)

B/Sに記帳せず(別に記帳、実質上の簿外記帳)

目的: 固定資産税回避のため
(法人税については繰延、長期的に中立)

他公益事業と共通



VI. 「負担金」をどう考えるか

- A. 負担金の経済的性格
- B. 負担金の法的性格
- C. 民営化時(1985)の処理の問題点
- D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点
- E. 「過去のこと」を検討する意味



VI.A. 負担金の経済的性格

出資金:

加入者による「高額一時負担」という
点から

前払金:

「ライトプラン」との比較から



VI. 「負担金」をどう考えるか

- A. 負担金の経済的性格
- B. 負担金の法的性格**
- C. 民営化時(1985)の処理の問題点
- D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点
- E. 「過去のこと」を検討する意味



VI.B.1. 法的規定から

出資金・前払金のいずれかは不明



VI.B.2. 法的規定の問題点

負担金の性格を不明のままに残した
こと

とくに民営化以後



VI. 「負担金」をどう考えるか

- A. 負担金の経済的性格
- B. 負担金の法的性格
- C. 民営化時(1985)の処理の問題点
- D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点
- E. 「過去のこと」を検討する意味



VI.C.1. 会計処理

公社時「負担金(資本勘定)」を株式会社の「準備金(資本勘定)」に書き換えたこと

「非公開の収奪」とも批判できる



VI.C.2. 加入者の処遇 (1/2)

株主(負担金分)とすることも可能であつた

実際はその主張・議論は無かつた

時代の通念が未熟(?)



VI.C.2. 加入者の処遇 (2/2)

発行株式はすべてNTT(株式会社)から政府(大蔵省:当時)に「無償譲渡」

政府による加入者の「収奪」とも批判できる



VI. 「負担金」をどう考えるか

- A. 負担金の経済的性格
- B. 負担金の法的性格
- C. 民営化時(1985)の処理の問題点
- D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点**
- E. 「過去のこと」を検討する意味



VI.D.1. 負担金の別記帳からB/S準備金 (自己資本)への付け替え

圧縮固定設備の償却にともなって進行
(→付録B)



VI.D.2. 実体を隠蔽

加入者の眼から出資金としての性格
を隠す

納税者の眼から租税(法人税、固定
資産税)減免の実体を隠す



VI.D.3. 海外市場における NTT株式上場の問題

簿外記帳と見られないか(?)

概算数兆円に及ぶ



VI. 「負担金」をどう考えるか

- A. 負担金の経済的性格
- B. 負担金の法的性格
- C. 民営化時(1985)の処理の問題点
- D. NTTによる「圧縮記帳」の問題点
- E. 「過去のこと」を検討する意味**



VI.E.1. 将来への警鐘

加入者・国民による政府への信頼低下、
国家・社会の漸次崩壊を防止



VI.E.2. 「負担金問題」を生じさせた原因 は何か (1/2)

法令内容が不明確

私有財産制度における「負担金」の
位置

法令・公式説明中で恣意的用語
(負担金、特殊、特定など)を使用



VI.E.2. 「負担金問題」を生じさせた原因 は何か (2/2)

例： NTTの設備費用に充当する
負担金

(NHK受信料：公共放送のため
の特殊な「負担金」)

